



ケアグループとサポートグループ


現在「さいたま・りぶろの家」では、二つのグループを開催しています。“DV被害にあわれた方の心のケアグループ”と“生きづらさを抱えた人たちのサポートグループ”です。紙面の都合上、それぞれケアグループとサポートグループと呼ばせていただきます。

約2年前、とある市の女性相談で、ある相談者の方から「避難後に匿名で繋がれる場が欲しいんです！被害者に居場所がばれるのが怖くて、ママ友とも誰とも繋がれないんです！」と切実な訴えを伺いました。DV避難後の女性たちの苦勞と孤独について、度々お話を聞いていたので、私自身も「何かできないか」と、もやもやした思いを抱えていたところでした。その方の言葉に心を動かされ、代表理事と理事に胸の内を明かしたところ、すぐに賛同してくださり、ケアグループを始めることができました。2024年8月から毎月第一金曜日18時から20時まで開催しています。前半は本の読み合わせ、後半は分かち合いという二部構成です。「さいたま・りぶろの家」の部屋に円を描くように座り、毎回始めにグループのグラドルールの説明をさせていただきます。グループでは「匿名であること」、「自己開示をどこまでするかは自分で決めること」、「話したくない時はパスできること」、「仲間の話に批評批判することは控えること」、「ミーティングの中で話されたことは口外しないこと」を基本的なルールとして大切にしています。いわゆる「言いつ放し・聞きつ放し」の自助グループスタイルを取り入れています。

2025年度からは、新たにサポートグループが加わりました。偶数月の第一金曜日にオンラインでサポートグループを、奇数月の第一金曜日に対面でケアグルー

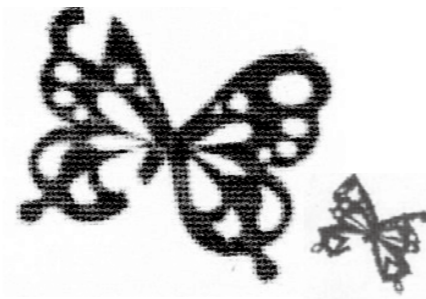
プを開催しています。サポートグループは、親との関係に起因する生きづらさを手放し、自分の人生を取り戻したい女性を対象としています。「親との関係、親から引き継いだ生きづらさを話してもいいんだ」という環境が整ってきたのでしょうか。女性相談でも、原家族に関するお悩みを伺う機会が増えています。こちらのグループでは、『アダルトチルドレン癒しのワークブック』（西尾和美著）を読み合わせの一つとして使用し、本の中のワークを宿題としてやっていただいたり、グループの中で一緒に取り組んだりもしています。2025年度のテーマは“自分の過去を知る”でしたが、2026年度は“自分の癒しに向き合う、新しい自分に出会う”をテーマに活動していく予定です。

どちらのグループも、長い間、周囲の顔色を見て発言せざるを得ない環境にいた方が多いと感じています。これはグループ参加者に限らず、空気を読むことがよしとされる日本で暮らす私たち全員に言えることかも知れません。だからこそ、誰からも否定されずに話を聞いてもらえる「言いつ放し・聞きつ放し」の環境は、心の安心を守るためにも、とても大切なものだと思います。

 会を重ねる中で、参加者の皆さんのエネルギーが少しずつ満ちていく様子や、語り、行動が変化していく様子を間近で拝見し、私自身もたくさんの元氣と勇気をいただいています。困難を抱える女性が、本来の自分を取り戻し、新しい人生を築いていくために、仲間や伴走者と出会える場であり続けたいと願っています。もし対象となるような方がいらっしゃいましたら、ぜひご紹介ください。（喜入 葉月）

ズにゆえた活動が展開されることでしょうか。社会課題を共に解決するために、ぜひご協力をお願いいたします。寄付は、随時受け付けております。

●郵便振替口座
特定非営利活動法人 女性のスペース「結」
00130-0-62844
郵便局の振込取扱票、ATM、アプリ等で振込み可能です



YUI News Letter

特定非営利活動法人 女性のスペース **結** ゆい

2026年3月 vol.61

もくじ	・ご挨拶 1
	・2025年度 女性のための支援者養成講座 報告 2
	・中野事務所から報告 5
	・女性を守る法律と気になる女性の相続・遺言 6
	・海外からのお便り from フランス 7
	・ケアグループとサポートグループ 8

ご挨拶

今年度も日々の活動を積み重ねる中で気が付けば年度末を迎えました。

皆様にこのお便りが届くころは、事業報告、総会の準備に追われている時期かと思えます。

日頃より活動を支え、応援してくださっている皆様へこころより感謝に申しあげます。

今年度は昨年以上に新たな出会い、ご縁により他の団体と一緒に活動する機会が増えました。

そんな中、女性支援新法の成立を背景に、私たちだけでは抱えきれない相談も増え、ことのほか連携することの重要性を認識させられた1年となりました。

現在、結ではシェルター、ステップハウス、シェアハウスを含め5か所で住まいの提供をしておりますが、今年度は空室のない状態が続いています。かかわるスタッフも限られており、体力、気力も限界です。

その一方でシェルター、ステップハウスへの入居はゴールではなくそこからの始まる支援の大切を実感しています。

そこでシェルターから出た方々が直面する“住

まい”この住まいをソフトとハードの両面から考える居住支援をテーマに講座を実施、研究者と実践者とともに学びあいました。（詳しくはp2~4）

住まいを確保して それで終わりではありません。その後の暮らしでどう地域とつながり、孤立せずに安心な暮らしはどうしたら作れるのかはこれからの大きな課題のように思えます。そのため人と人が出会う場の確保は大切です。

子ども食堂は貧困対策から生まれたように見られがちですが、食を通して地域がつながれる場であることを実感します。

これからも一人一人が安心して暮らしいかれるようなつながりを提供していければと思います。今後とも皆様のご協力、ご理解をいただければありがたいです。

代表理事 中村 敏子



YUI 特定非営利活動法人 女性のスペース ゆい <https://josei-yui.org>

中野事務所 〒164-0002 東京都中野区上高田2-58-11 西山がーデンハウス 201
Tel/Fax : 03-5942-8324 メールアドレス spaceyui25811@xui.biglobe.ne.jp

埼玉事務所 〒336-0031 埼玉県さいたま市南区鹿手袋1-3-9-201
Tel/Fax : 048-762-8633 メールアドレス spaceyui153@yahoo.co.jp



2025年度の女性のための支援者養成講座は、『住まいがっなく女性支援～女性支援の“これまで”と“これから” ハウジングファーストって？住まいから考える女性の権利』をテーマにして3回連続講座で実施しました。なお、この養成講座は、埼玉県官民協働等女性支援事業により行っております。

このテーマを選択した理由として、「住まい」は、すべての人の安心と尊厳の土台となるものであり、1987年の国際居住年をきっかけに「住まいは権利」という理念を中心とした「ハウジングファースト」という考えが社会政策や社会支援において広まりつつある中で、女性と「住まい」の関係を学び、私たちが地域でできる支援の形を検討する必要があると考えたからです。

～～ 実施概要 ～～

【第1回】

日時：2025年11月23日 / 会場：ソニックシティ大宮
 講師：葛西リサ（追手門学院大学地域創造学部 教授）
 テーマ：「女性支援と居住支援の現状理解と課題～ハウジングファースト（人権からの住まい）～」

【第2回】

日時：2025年12月14日 / 会場：ソニックシティ大宮
 講師：大塚順子（東京通信大学人間福祉学部 准教授）
 テーマ：「居住支援と地域のつながりの実践と連携のあり方から～女性福祉と居住支援の現状～」

【第3回】

日時：2026年1月18日 / 会場：ソニックシティ大宮
 講師：内野巧也（アーキリンクス（株）代表取締役）・中村敏子（生活デザイン設計室（株）サンク代表取締役）
 テーマ：「地域で支える女性の安心と居住の安心～2人の講師から、実践を通して見えてきた課題～」

【第1回の主な内容】



葛西先生は、住宅政策・居住福祉、シングルマザー、非正規シングル、氷河期世代、LGBTQ+などの住宅問題を専門に研究しており、日本の住宅政策は「住宅（ハード）」と「福祉（ソフト）」が分断されており、人間の生活と空間の関係は見ても、社会的排除や孤立との関係は論じられず、生活者視点での横断的な支援が不足していると指摘しています。

研究しており、日本の住宅政策は「住宅（ハード）」と「福祉（ソフト）」が分断されており、人間の生活と空間の関係は見ても、社会的排除や孤立との関係は論じられず、生活者視点での横断的な支援が不足していると指摘しています。

●居住支援とは何か

居住支援とは、住まいの支援と住まい方の支援であり、入居支援と入居後の生活支援を行うことを指します。

日本の住宅政策は、「住宅建設五箇年計画」（1966年）に基づき、新築住宅の建設戸数目標を中心に進められてきましたが、日本の人口減少や住宅ストックの充足状況を踏まえ、量の施策から質への転換がはかられ、

2006年に住宅基本法が公布、施行されました。これにより、全国計画や都道府県計画が策定され、地域の実情に応じた住宅施策を推進することが定められ、良質な住宅の供給や環境との調和を考慮した居住環境の形成、住宅確保要配慮者への支援及び配慮などの施策が求められました。さらに、2025年には、生活困窮者自立支援法の改正、住宅セーフティネット法の改正が行われ、居住支援の充実が図られることになりました。

●女性への居住支援

女性の住宅問題の中でも、母子世帯の抱える問題は大きいです。その背景として、離別母子世帯では、離婚後の転居率が極めて高く、民間賃貸の入居審査や保証人確保問題、入居差別など入居ハードルが高いことがあります。また、婚姻時に専業主婦やパート、契約職員などの不安定就労に従事する割合が高く、キャリア形成が十分でないために、離婚後に安定職に就くことが難しい現状もあります。そのため、部屋が狭い、耐震性能や断熱性能が低い、採光条件が悪い、防音性能が低いなどの問題のある住宅を選ばざるを得なくなります。そのため、下記のような状況があるとして事

例が示されました。

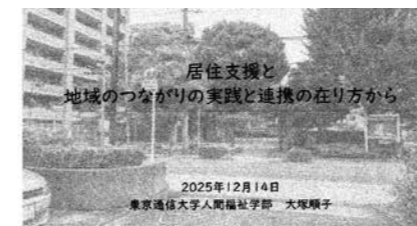
- ・小学生2人で床にはいつくばって、壁にプリントを付けて宿題をしている。
- ・1室しかない部屋で仕事で疲れた親が就寝したら宿題なんて到底できない。
- ・布団を干す場所がなく、日当たりが悪く、アレレギーや鬱を発症した。

これらの事例は、居住環境が女性や子どもの健康や学力に直結しており、住宅がそれらに強烈な影響を与える要素となっていることを示しています。

また、地域から孤立させずに、その地域に住み続けられるように支援することが求められています。しか

【第2回の主な内容】

大塚先生は、福祉住環境、生活支援、住居学、家政学、社会福祉学にまたがる居住福祉を研究しており、東京シルバーピア住宅に関する研究や、UR賃貸住宅の居住調査や、見守り・生活支援のための生活援助員の役割等に関する研究を行っています。



●高齢者と住まい

住居は生活の基礎であり、健康・発達・福祉の基礎でもあります。そのため、居住福祉資源として、私たちの生活を守る基本となっています。住まいは私たちの生活の基盤であるのですが、福祉政策の中で意外と抜け落ちているものでもあります。

地域包括ケアシステムは、高齢社会を支えるシステムです。この地域包括ケアシステムの真ん中には住まいがあり、本人の選択が尊重された住まいと住まい方が求められています。言ってみれば、高齢期・人生の最終段階をどこでどのように過ごすのかを自分自身で考えることが重要であり、住まいを基盤とした地域での暮らしを見直していく必要があります。地域ごとに実情は大きく異なりますから、地域資源をどう活用するかが問われています。

高齢者の多くは住宅、特に持ち家を住まいとしていますが、賃貸住宅を住まいとする方も一定数います。その多くが民間住宅です。しかし、高齢者の入居を拒否するケースが多くあり、住宅確保が難しい現状があります。また、住まいの確保だけでなく、入居後の日々の暮らしを安定して継続していくことをセットで考える必要があります。見守りや生活支援も含めた幅広い居住支援が必要です。

し、福祉領域には住まいの確保のノウハウがなく大きな課題となっており、建築やハウジングの領域から検討していくことが必要となっています。そこで、空き家活用型居住支援が提言され、空き家活用×地域資源のコンバインによる実践モデルやコンソーシアム型居住支援など、全国の事例を多数紹介していただきました。

改めて、住まいは人権であるという視点が重要であり、住宅確保要配慮者が安心して生きる場が保障される必要があります。そのためには、家賃補助、空き家活用だけでなく、多機関連携及び多様なアクターがコンソーシアムを組み、住宅とケアを繋ぐ仕組みが必要です。

●暮らしの安定と継続

日本において単身世帯は増加の一途にあり、住まいや家族の機能にも変化が起きています。単身高齢者の場合は特に、病気や療養、介護の担い手がおらず、生活に不安を抱えることが多くあります。また、地域力が脆弱化する中で社会的孤立を深めることも懸念されることから、地域コミュニティの中での居住支援も求められています。

●高齢者の住まいと生活支援、地域での暮らし

高齢者が地域の中で暮らす事例として、公営住宅のシルバーハウジングがあります。シルバーハウジングは、建築要素として高齢者に配慮したバリアフリーの建築仕様、緊急通報システムの整備、生活相談・団らん室の設置があり、福祉要素として、生活協力員（生活援助員やライフサポートアドバイザーなど名称は様々）が配置され、高齢者在宅サービスセンターを併設・隣接・近接させて、生活協力員の業務支援や福祉サービスを利用しやすくすることを想定して作られました。中でも、生活協力員が、居住者が参加しやすいイベントやサークルなどの居場所づくりを積極的に行い、コミュニティづくりを担っています。しかし、実際には、高齢者だけで使用する団らん室の利用頻度は低い状況にあり、地域の多世代交流や地域のつながりを作っていく仕組みの必要性が指摘されました。

この講義では、シルバーハウジングやUR賃貸住宅での取り組みの事例が数多く紹介され、人×住まい×地域のつながりの実践の手法を学ぶことができました。高齢者の住まいと生活支援は、他の分野に先行して実施され、女性支援にも取り入れられる要素が多くあります。

第3回は、居住支援を実践している内野先生と中村先生に登壇していただきました。内野先生からは、空き家再生×母子家庭自立×地域活性化を行う『ハハトコ』プロジェクトが紹介されました。中村先生からはDV被害女性の支援の必要性から、シェルターの運営、自立に向けた準備を行うステップハウスやシェアハウスの運営の紹介をしていただきました。内野先生と中村先生のトークセッションでは、



実際に事業運営する中での難しさが語られていました。母子世帯がシェアハウスで一緒に生活することで、女性同士のコミュニケーションの場の形成が期待されていましたが、実際にはコミュニティが生まれることはなかったことから、居住支援≠居場所支援ではないことが話題に上がりました。参加者とのフリートークでは、居場所支援の成功事例が紹介され、居住支援と居場所支援、コミュニティ作りにおいて、それぞれに求められているものは何かを改めて整理し、再検討する契機となりました。住民同士のつながりを大切にする住居形態であるコレクティブハウスやコーポラティブハウスとの違いから、居場所と住まいの関係性が今後の課題として挙げられました。(報告：田谷幸子)

女性のための支援者養成講座 に参加して

住まいは、人権だから…

2025年度よりインターンとして結の活動に参加しています。今回の連続講座では企画運営のサポートに携わらせていただきました。女性と住まいの関係について数年前から強く関心をもっているため、「居住支援」がテーマである本講座に関われた時間はたいへん貴重な経験になりました。

結を知ったのは、女性向けシェアハウスの運営団体を探しているときにインターネットの検索で見つけたのがきっかけです。男性に比べて女性の給与が低く、一人暮らしが難しいという同僚の言葉から、シェアハウスが女性を支えるヒントになるのではと考えたのが始まりでした。

今回の連続講座のキーワードである「居住支援」、受講者の中には初めてこの言葉を知った方も多かったと思います。講座では、戦後から現在までの住宅政策の流れや、日本社会における世帯構造の変化といった大きな視点から、地域で運営されているシングルマザー向けシェアハウスや、高齢者向けのシルバーハウジングの事例紹介などの詳細な視点まで、様々な角度から居住支援について学ぶことができました。同時に、住まい作りや支援活動を実践されている立場の方から、現状直面している課題についてリアルな声が聞けたのも

有り難かったです。例えば、空き家を活用して支援住宅を作るのは合理的に思われますが、所有者の親族からの反対で頓挫するなど、一筋縄ではないことを知りました。

また、連続講座で何度も聞かれた言葉に「女三界に家なし」がありました。女性の自立からはほど遠い悲しい言葉ですが、残念ながら、男女平等と言われる現在でも、女性が自分自身の力で家を持つのは難しいのが現実です。心身が健康で一定の収入があっても難しいのですから、病気や様々な事情があればなおさらです。しかし、本講座で学んだ「住居は生活の基礎であり、健康・発達・福祉を支える基礎」ということ忘れずに、誰もが人権として住まいを持てる社会を求めていきたいと思えます。 安藤 恭子



中野事務所から報告

(2025年10月～2026年3月)

西山ガーデンハウスからのお便り

今年度も西山ガーデンハウスでは様々な活動を継続して行いました。

●子ども食堂

月2回第2・4の水曜日、17時～20時、予約制で親子の利用が中心です。様々な形でかかわってくれるボランティアさんも増え、前日の仕込み、当日の料理作り、配膳、後片付けと、できる時間帯での応援をしてくださっております。

開始から7年、子どもたちの成長に月日を感じ、利用していた子どもたちが手伝う側にもなっています。様々な形での応援は行政からの補助金、食材の提供(南三陸から新鮮なお魚、地場の農家さんの新鮮な野菜、東都生協からの安全な食品そして子ども食堂ネットワークを通じての企業からの食の提供)そして今年は地元の西武信用金庫さんから自作のお米、果物など提供。食を通しての地域のつながりがじわじわ広がっているのを感じます。



●フードパントリー

西山ガーデンハウス(隔月)、鷺宮の団地の集会室(毎月)の2か所で開催しています。

●鷺宮では食品を配布をしながらネパールの方々「やさしい日本語教室」を開催しています。この日本語教室は昨年度からパルシステムの助成金を受けてジヨウタリ(集いの場)とし、ネパールの女性たちの仕事支援を目指して実施、今年度は日本語検定にチャレンジをボランティアさんと一緒に目指しました。



●お点前の会 子どもの見守り隊(アクティビティ活動)から子どもたちの居場所となって3年目、お茶をたてているときは心が凜々としている様子



●抹茶カフェ 今年度は対象を誰でもに広げてみましたが居場所づくりとしては対象が限定しなことの難しさも感じました。

●下着・靴下の配布も4年目に。時折、配布のご協力をしてくださる議員さんが、持ち帰ってくださる子どもたちのお礼の手紙には、私たちが気持ちがいっぱいして励まされます。

●フードパントリーへのご協力いただいている(株)クレディセゾンとのご縁から、ユニオンフェスタのイベントに抹茶カフェで参加、こころがゆったりする抹茶の存在を知っていただきながら、女性、子ども支援の行う団体としての存在を多くの方に知っていただき、私たちが企業のサステナブル活動について学ぶ機会となりました。



今年度も西山ガーデンハウスには多くの方が訪れ、様々交流が生まれました。人が安心して集える場所の大切さを改めて感じています。

「女性を守る法律と、気になる女性の相続・遺言のこと」



2005年より女性自立支援センター「はればれ越谷」の事業運営を行っており、ちょうど21年目を迎えた今、今年度の男女共同参画講座を地元越谷市出身の永盛勇騎弁護士に依頼することとなりました。長きに渡り協働してきた地域の団体「こしがや地域ネットワーク13」(通称ケネットさん)の力が大きく、当日は雨天にも関わらず70名近くの参加者がありました。

まずは憲法14条に男女平等と明記されていることを前提に、女性の労働環境の改善と社会進出に関して、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法、男女共同参画社会基本法等の説明をしていただきました。女性の安全・健康・福祉に関する法律として、DV防止法、女性支援新法、ストーカー規制法、売春防止法等があり、たびたび改正されていることも学びながら、同時にDV防止法の前文には立法主旨が定義されており、このような条文の記載があるこ

とはたいへん珍しく、改めてその意義を確認することができました。

後半では、女性の相続、遺産分割、法定相続、代襲相続、遺言の基本等についてクイズも交えながら、資料を基に詳しく説明していただき、参加者の皆様が身を乗り出して熱心に聞いていらっしゃる様子を伺うことができました。いわゆる「おひとり様」になる可能性が高い女性にとっては、決して他人事ではなく自分事としてしっかり大事な知識をもっておかなければいけない、今のうちから考えて準備しておきたいという「終活ニーズ」も多いと実感しました。永盛弁護士からも「何かご相談があれば是非」と仰っていただき、参加者は地元越谷市で信頼できる弁護士さんに出会ったことも大きな成果となりました。

講座は盛りだくさんの内容で、あっという間の2時間でしたが、関係者の皆様のご協力の中、無事に開催することができました。また、越谷市人権・男女共同参画推進課より、来年度の越谷市自立支援事業助成団体決定通知をいただき、女性自立支援センター「はればれ越谷」は22年目に突入することになりました。越谷市の男女共同参画、ジェンダー平等推進等の施策への関りを持たせていただき、行政関係及び地域団体の方々と一緒に作り上げてきたものは、当団体にとっても大きな財産として継承されていくことと思えます。(はればれスタッフ)



海外からのお便り 2
from フランス

井上匡子(神奈川大学教員)

Bonjour à tous!! みなさんこんにちは
神奈川大学の井上匡子です。

2025年4月から一年間、フランスのポワチエに滞在しています。ポワチエは、パリからTGVという高速鉄道で、1時間半ほど走ったところにあります。歴史好きには、ツール=ポワチエの戦いや、ジャンヌ・ダルクが審問(テスト)を受けた町としてご存じの方もいらっしゃると思います。ヴィヨンヌ県の県庁所在地、人口12万程度の静かな町です。ヨーロッパの中でも最も古い大学の中に数えられるポワチエ大学があり、人口の2万7千人が大学生という教育都市でもあります。

さて、日本でも11月には女性に対する暴力月間関連で行事がありましたが、こちらでも10月には市役所に性暴力や性差別の撲滅を呼びかけ、「ポワチエは動き出す!!」と力強く書かれた大きな垂れ幕(写真1)が掲げられ、市内の各所では、さまざまな催しが開かれました。シンポジウムのようなものから、ワークショップなど参加型の企画もあり、対象者も若者にターゲットを絞ったものなど、いろいろな工夫が見られました。中心部の広場では、女性に対する暴力に反対する団体や被害者の支援団体などが、二週にわたってテントを設置して、ビラを配布したり、物品を販売したりしていました(写真2)。こちらでは、テーマカラーはオレンジです。



(写真1)



(写真2)

被害者支援団体の他、ソロプチミストのように支援団体を支援する団体のほか、高齢者や障害者や外国人の支援団体なども軒を並べていました。親しいもの間での「暴力」のいろいろな形を見せられているようでもあり、それぞれの団体が視点を持ち合い、活動している様子が見えるようでもありました。手作りのジャムや手づくりオレンジのバラなどの販売をしているところもありました。

DV被害者支援の団体の方に、いろいろな活動をしていっているが、最近最も力を入れている活動の支援とのことでした。この点は、フランスで通報や介入などの判断のために広く用いられている『暴力のメーター』(写真3)の項目にも反映されています。私からも、日本でもこれまでの支援内容や方法・方策が変わってきていることをお話ししました。また、ここ10年ほどの間、フランスでは省庁横断型の委員会が主導する形で、様々な施策を展開しています。



(写真3)

マクロン大統領も、この方向に積極的です。この点についても、地方から、また支援の現場からの評価についても、お話しを伺うことができました。

一年間のフランス暮らしも、残すところ一ヶ月を切りました。今月は地方選挙があります。極右の優勢が予想されの中、フランス独特の2回選挙という投票方式が防波堤になるのかどうか、固唾を飲んで見守っているところです。